

変動金利定期預金規定

改正後	現 行
<p>変動金利定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p>〔自動継続変動金利定期預金〕</p> <p>1. 預金契約の成立</p> <p>当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>1の2. 自動継続 (省 略)</p> <p>3. 利息 (省 略)</p> <p><u>(3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</u></p> <p><u>(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をした場合は最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下、切捨て。)によって計算し(通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。)、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(以 下 省 略)</p>	<p>変動金利定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p>〔自動継続変動金利定期預金〕</p> <p>1. 自動継続 (省 略)</p> <p>3. 利息 (省 略)</p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をした場合は最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下、切捨て。)によって計算し(通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。)、この預金とともに支払います。</p> <p>(以 下 省 略)</p>

〔変動金利定期預金〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の支払時期

(省 略)

3. 利息

(省 略)

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨て。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、この預金とともに支払います。

(以 下 省 略)

〔変動金利定期預金〕

1. 預金の支払時期

(省 略)

3. 利息

(省 略)

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨て。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、この預金とともに支払います。

(以 下 省 略)